

3月22日（水曜日）

第6日目

平成18年3月22日（水曜日）

議事日程第6号

平成18年3月22日（水曜日）

開 議 午後1時

第1 議案の訂正

第2 委員長報告

- (1) 建設水道常任委員会
- (2) 教育産業常任委員会
- (3) 厚生常任委員会
- (4) 総務財政常任委員会

第3 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第4 議案等の上程（人事案件）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第5 意見書案の上程

説 明

質 疑

討 論

採 決

第6 議員の派遣について

第7 閉会中審査事件の付託

閉 会

本日の会議に付した事件

日程第1 議案の訂正

日程第2 委員長報告

日程第3 報告事件の審議

1. 議案第4号 大館市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
2. 議案第5号 大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
3. 議案第6号 大館市教育施設整備基金に関する条例の一部を改正する条例案
4. 議案第7号 大館市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
5. 議案第8号 大館市ケアハウスに関する条例の一部を改正する条例案
6. 議案第9号 大館市湯夢湯夢の里に関する条例の一部を改正する条例案
7. 議案第10号 大館都市計画事業御成町南地区土地区画整理事業施行規程を定める条例案
8. 議案第11号 大館市公園条例の一部を改正する条例案
9. 議案第12号 大館市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
10. 議案第13号 公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
11. 議案第14号 大館市水道給水条例の一部を改正する条例案
12. 議案第15号 大館市下水道条例の一部を改正する条例案
13. 議案第16号 大館都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案
14. 議案第17号 大館市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
15. 議案第18号 大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
16. 議案第19号 新大館市総合計画基本構想の策定について
17. 議案第20号 市営土地改良事業の施行について
18. 議案第21号 市道路線の認定について（東台7丁目6号線）
19. 議案第22号 平成17年度大館市一般会計補正予算（第10号）案
20. 議案第23号 平成17年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
21. 議案第24号 平成17年度大館市老人保健特別会計補正予算（第6号）案
22. 議案第25号 平成17年度大館市介護保険特別会計補正予算（第4号）案
23. 議案第26号 平成17年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）案
24. 議案第27号 平成17年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）案
25. 議案第28号 平成17年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第2号）案
26. 議案第29号 平成17年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第2号）案
27. 議案第30号 平成17年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）案
28. 議案第31号 平成17年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）案
29. 議案第32号 平成17年度大館市公営駐車場事業特別会計補正予算（第3号）案

30. 議案第33号	平成17年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計補正予算（第4号）案
31. 議案第34号	平成17年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第2号）案
32. 議案第35号	平成17年度大館市奨学資金特別会計補正予算（第2号）案
33. 議案第36号	平成17年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第5号）案
34. 議案第37号	平成17年度大館市土地取得特別会計補正予算（第2号）案
35. 議案第38号	平成17年度大館市水道事業会計補正予算（第7号）案
36. 議案第39号	平成17年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第2号）案
37. 議案第40号	平成17年度大館市下水道事業会計補正予算（第7号）案
38. 議案第41号	平成17年度大館市病院事業会計補正予算（第5号）案
39. 議案第42号	平成18年度大館市一般会計予算案
40. 議案第43号	平成18年度大館市国民健康保険特別会計予算案
41. 議案第44号	平成18年度大館市老人保健特別会計予算案
42. 議案第45号	平成18年度大館市介護保険特別会計予算案
43. 議案第46号	平成18年度大館市介護サービス事業特別会計予算案
44. 議案第47号	平成18年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計予算案
45. 議案第48号	平成18年度大館市小規模水道事業特別会計予算案
46. 議案第49号	平成18年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案
47. 議案第50号	平成18年度大館市田代診療所事業特別会計予算案
48. 議案第51号	平成18年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案
49. 議案第52号	平成18年度大館市農業集落排水事業特別会計予算案
50. 議案第53号	平成18年度大館市公営駐車場事業特別会計予算案
51. 議案第54号	平成18年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計予算案
52. 議案第55号	平成18年度大館市温泉開発特別会計予算案
53. 議案第56号	平成18年度大館市奨学資金特別会計予算案
54. 議案第57号	平成18年度大館市都市計画事業特別会計予算案
55. 議案第58号	平成18年度大館市土地取得特別会計予算案
56. 議案第59号	平成18年度大館市宅地造成事業特別会計予算案
57. 議案第60号	平成18年度大館市財産区特別会計予算案
58. 議案第61号	平成18年度大館市水道事業会計予算案
59. 議案第62号	平成18年度大館市工業用水道事業会計予算案
60. 議案第63号	平成18年度大館市下水道事業会計予算案
61. 議案第64号	平成18年度大館市病院事業会計予算案
62. 議案第65号	大館市手数料条例の一部を改正する条例案

63. 議案第66号 大館市介護保険条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案等の上程

1. 諒 第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
2. 議案第67号 教育委員会の委員の任命について

日程第5 意見書案の上程

1. 意見書案第1号 道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書の提出について
2. 意見書案第2号 法務局の増員に関する意見書の提出について
3. 意見書案第3号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について

日程第6 議員の派遣について

日程第7 閉会中審査事件の付託

出席議員（61名）

1番	小 畑 淳 君	2番	佐 藤 久 勝 君
3番	佐 藤 一 秀 君	4番	仲 沢 誠 也 君
5番	虻 川 久 崇 君	6番	石 田 雅 男 君
7番	藤 原 美 佐 保 君	8番	山 内 俊 和 君
9番	花 岡 有 一 君	10番	伊 藤 毅 君
11番	畠 沢 一 郎 君	12番	中 村 弘 美 君
13番	成 田 武 君	14番	桜 庭 成 久 君
15番	藤 田 勇 悅 君	16番	斎 藤 一 君
17番	武 田 一 俊 君	18番	花 田 タ マ 子 君
19番	佐 藤 弘 康 君	20番	阿 部 清 悅 君
21番	八 木 橋 雅 孝 君	22番	千 葉 倉 男 君
23番	田 中 耕 太 郎 君	24番	大 坂 谷 征 志 君
25番	吉 原 正 君	26番	明 石 宏 康 君
27番	田 村 秀 雄 君	28番	安 部 貞 榮 君
29番	岸 義 定 君	30番	山 脇 精 悅 君
31番	菅 原 金 雄 君	32番	殿 村 直 也 君
33番	山 口 富 治 君	34番	渡 辺 久 憲 君
35番	武 田 晋 君	36番	畠 山 秀 義 君
37番	藤 原 明 君	38番	菅 大 輔 君
39番	佐 藤 健 一 君	40番	浅 利 二 雄 君

41番	田 村 齊 君	42番	小 林 平 満 君
44番	三 浦 義 昭 君	45番	松 田 精 樹 君
46番	荒 川 邦 隆 君	48番	岩 澤 鉄 美 君
49番	立 石 由 紀 君	50番	笛 島 愛 子 君
51番	松 橋 日 郎 君	52番	岩 谷 政 美 君
53番	武 田 慶 一 君	54番	相 馬 エ ミ 子 君
55番	高 橋 松 治 君	56番	後 藤 武 之 丞 君
57番	本 間 一 二 三 君	58番	菊 地 隆 二 郎 君
59番	武 田 彰 允 君	60番	岩 泊 吉 三 郎 君
61番	田 村 儀 光 君	62番	佐 々 木 公 司 君
63番	齊 藤 則 幸 君		

欠席議員（2名）

43番 佐 藤 照 雄 君 47番 羽 澤 一 君

説明のため出席した者

市	長	小	畠	元	君
助	役	佐	藤	忠	信 君
収	入	役	長	岐	利 堅 君
企	画	部	長	田	中 良 男 君
財	政	課	長	木	村 勝 広 君
総	務	部	長	渡	辺 一 男 君
務	課	長	斎	藤	誠 君
総	務	課	長	佐	虻 川 信 幸 君
市	民	部	長	本	多 和 幸 君
産	業	部	長	黒	田 信 行 君
建	設	部	長	鳴	海 敏 雄 君
比	内	総 合 支 所	長	仲	谷 正 一 君
田	代	総 合 支 所	長	五十嵐	強 君
教	育	次 長	長	仲	澤 錠 藏 君
教	育	次 長	海	沼 俊 行 君	
選	挙	管 理 委 員 会 事 務 局 長	渡	部 孝 夫 君	
農	業	委 員 会 事 務 局 長	大	高 健 一 君	
監	査	委 員 事 務 局 長	岩	沢 慶 治 君	

上下水道部長 中山吉行君
市立総合病院事務局長 芳賀利夫君
消防長 鳴海義衛君

事務局職員出席者

事務局長	長谷部明夫君
次長	阿部徹君
係長	小玉均君
主査	畠沢昌人君
主任	小笠原紀仁君
主任	成田正和君

午後1時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君）出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案の訂正

○議長（伊藤 毅君）日程第1、議案の訂正を議題といたします。

議案第42号について、お手元に配付しております議案訂正表のとおり訂正したい旨、申し出があります。

これを承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君）御異議なしと認めます。

よって、本件議案の訂正是、これを承認することに決しました。

日程第2 委員長報告

○議長（伊藤 毅君）日程第2、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査並びに調査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 石田雅男君 登壇〕

○6番（建設水道常任委員長 石田雅男君）建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案8件、単行案1件、予算案10件、請願1件の計20件であります。これらの事件について、去る2月27日、3月7日・8日・10日・16日の5日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告を申し上げます。

最初に、条例案についてでありますが、議案第10号は長年の懸案であり、いよいよ18年度から事業着手する予定の御成町南地区土地区画整理事業の施行規程を定めるもので、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第11号は公園条例の一部を改正するもので、釈迦内地区のドッグランの公園規定を設けるものなどであり、原案のとおり可とすべきものと決定し、議案第12号から同第17号までの以上6件につきましては、上下水道事業における公営企業管理者の権限の範囲を明確化するためのものなどであり、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案でありますが、議案第21号は東台7丁目地内における市道の認定であり、原案

のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、平成17年度の補正予算案であります。議案第22号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、有浦東台線の道路改良工事費の追加、生活バス路線維持費補助金の追加などに伴うものであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第36号は都市計画事業、議案第38号から同第40号までは上下水道事業のそれぞれ補正予算であり、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成18年度の当初予算案についてであります。まず議案第42号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、市道路線の路面補修業務委託料や都市計画マスター・プラン策定業務委託料、御成町南地区土地区画整理事業に伴う設計・測量費、大町地区における暮らし・にぎわい再生事業関連費などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第57号は有浦東台線の継続事業で、原案のとおり可とすべきものと決定し、議案第61号から同第63号までは上下水道事業における山館浄水場管理本管の石綿除去費や鉄砲場地区・片貝地区の公共下水道管渠布設工事費、赤川地区の公共下水道実施設計・地質調査費などであり、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

最後に請願・陳情についてであります。今回付託されました請願第14号 市道笹館2号線・3号線の拡幅改良についてであります。閉会中の継続審査とし、また、閉会中審査を付託されておりました陳情第12号は、再度閉会中の継続審査とした次第であります。

以上が建設水道常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 佐藤一秀君 登壇〕

○3番（教育産業常任委員長 佐藤一秀君） 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案2件、単行案1件、予算案14件、請願1件、陳情1件の計19件であります。これらの事件について、去る3月7日・8日・9日・10日・16日の5日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてでありますが、議案第6号及び同第9号の以上2件につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてでありますが、議案第20号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成17年度の補正予算案についてであります。まず議案第22号のうち、本委員会に付託されました部分についてでありますが、その主な内容は、農業会館廃止に伴う国庫支出金の返還金の計上や、林道整備工事費の減額などであります。原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第30号から同第35号の以上6件につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、平成18年度の当初予算案についてであります。まず、議案第42号のうち本委員会に付託されました部分についてでありますが、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第51号から同第56号の以上6件につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に請願・陳情についてでありますが、本定例会において付託されました請願第11号につきましては、閉会中の継続審査とすべきものと決定し、陳情第72号につきましては、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情6件についてでありますが、陳情第69号につきましては、採択すべきものと決定し、残る請願1件、陳情5件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。なお、採択すべきものと決定いたしました陳情第72号に関連いたしまして、「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書（案）」を本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題になりました際にはよろしくお願いを申し上げます。

以上が、教育産業常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。（降壇）

○議長（伊藤毅君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 武田一俊君 登壇〕

○17番（厚生常任委員長 武田一俊君） 厚生常任委員会に付託されました事件につきまして、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました事件は、条例案4件、予算案19件、請願1件の計24件であります。これらの事件について、去る3月7日から10日まで、及び14日・16日の5日間にわたり、現地調査を含めまして審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。まず、議案第7号、同第8号及び同第66号の以上3件についてでありますが、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。次に、議案第18号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

続いて、平成17年度の補正予算案についてであります。まず、議案第22号のうち本委員会に

付託されました部分についてであります、その主な内容は、生活保護費における扶助費の追加や老人保健特別会計繰出金の追加などでありまして、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。次に、議案第23号から同第29号及び同第41号の以上8件につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

続いて、平成18年度の当初予算案についてであります。まず、議案第42号のうち本委員会に付託されました部分、同第43号及び同第45号の以上3件についてであります、一部意見の一一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。次に、議案第44号、同第46号から同第50号及び同第64号の以上7件につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願・陳情についてであります。今回付託されました請願第13号については、採択すべきものと決定した次第であります。また、閉会中審査を付託されておりました陳情9件についてであります。陳情第38号から同第40号までと同第58号の以上4件につきましては、趣旨採択とすべきものと決定し、同第14号、同第62号から同第64号までの以上4件につきましては、再度閉会中の継続審査とした次第であります。なお、陳情第22号につきましては、陳情者から取り下げたい旨の申し出があり、これを了承した次第です。

以上が、厚生常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。**(降壇)**

○議長（伊藤毅君） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 虹川久崇君 登壇〕

○5番（総務財政常任委員長 虹川久崇君） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案3件、単行案1件、予算案6件、請願1件、陳情3件の計14件であります。これらの事件について、去る3月7日から10日、13日・14日・17日の7日間にわたり、現地調査を含めまして審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案であります。議案第4号及び同第65号の以上2件につきましては、原案を可とすべきものと決定した次第であります。議案第5号につきましては、一部意見の一一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案を可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案でありますが、議案第19号は一部意見の一一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案を可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成17年度の補正予算案についてでありますが、議案第22号のうち、本委員会に付託されました部分及び議案第37号の以上2件につきましては、原案を可とすべきものと決定した次第であります。

次に、平成18年度の当初予算案についてであります。まず、議案第42号のうち本委員会に付託されました部分についてでありますが、先ほど承認されました議案の訂正を含め審査いたしました結果、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。続いて、議案第58号から同第60号の以上3件につきましては、原案を可とすべきものと決定した次第であります。

最後に、請願・陳情についてであります。今回付託されました事件のうち、請願第12号は閉会中の継続審査、陳情第70号及び同第71号はいずれも採択、陳情第73号は趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。また、閉会中の継続審査を付託されておりました陳情3件については、いずれも趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。なお、採択すべきものと決定した陳情第71号に関連して、「法務局の増員に関する意見書（案）」を本委員会所属議員の発議で提出しておりますので、後ほど議題になりました際には、よろしくお願ひ申し上げます。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願ひ申し上げます。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

日程第3 報告事件の審議

○議長（伊藤 毅君） 日程第3、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付しております審議順序表により、順次議題といたします。

○議長（伊藤 毅君） 最初に、議案第4号、同第6号、同第9号から同第18号まで及び同第65号の以上13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上13件を一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本13件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上13件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第5号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。48番、岩澤鉄美君。

[48番 岩澤鉄美君 登壇]

○48番（岩澤鉄美君） 日本共産党の岩澤鉄美です。日本共産党を代表して議案第5号 大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論いたします。

昨年8月の人事院勧告は、この4月からの公務員給与制度で約50年ぶりの制度改悪と言える給与構造改革を示しました。民間給与の低い地域の給与相場を反映させ、平均4.8%、30代半ば以降のベテラン中堅層は最大7%の引き下げが行われます。一方では、民間給与の高い地域には地域手当を上乗せ支給するとして、東京都では18%の地域手当が支給されるのに対し、秋田県では支給されないなど、大きな地域格差を持ち込みました。また、職員を極めて良好とか良好でないなどと区分して昇給に格差をつける能力・成果主義による給与制度の導入を検討しています。このことは、公務員管理を強化し、全体の奉仕者としての職務をゆがめかねません。当面5年間の経過措置期間は、激変緩和措置として現給が保障されると言いますが、この5年間は全く昇給がないということです。しかも経過措置期間が終了した6年目からは支給額が引き下げられることが懸念されます。しかも、この給与引き下げ勧告実施で今後10年で1人最大約300万円の収入減になり、秋田県ではマイナスの影響が年間で約260億円に及ぶという試算もあります。初任者は引き下げされないというものの、その生涯給与で中高年層は現在の生活設計で大きな影響を受けることになります。住民の暮らしと福祉の向上に努める公務員の仕事は、時には採算を度外視しても実施しなければならないものがあります。また、公平・公正を期すため、民間にゆだねられない業務もあります。このことは利潤を追求する民間企業では達成できないものです。民間給与の相場を反映させると言いますが、民間給与は生活給が保障されていると言えるでしょうか。利潤追求のため、低く抑えられている地域の民間給与水準に合わせて公務員の給与を引き下げるに合理的な理由があると思えません。人事院勧告に右倣えをして職員の給与を引き下げるることは、小泉内閣の小さな政府に追随し、住民サービスの引き下げにつながります。市民の暮らしと福祉に直結した自治体の責任放棄と言わなければなりません。市職員の労働条件の決定に当たっては、人事院勧告に右倣いするのではなく、職員の給与水準が果たしている地域給与水準や地域経済の役割を踏まえ、住民サービスに責任を持つ独立した一自治体として、決定すべきであることを申し上げて反対討論を終わります。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第7号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。50番、笹島愛子君。

[50番 笹島愛子君 登壇]

○50番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。議案第7号 大館市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。このたびの国保税値上げは、余りに唐突で多くの市民にとっては寝耳に水であり、過酷な負担を強いるものであると言わなければなりません。特に高齢者や所得の少ない方々にとっては暮らしを直撃するものであり、担税力の範囲を超えていざるを得ません。市民がこのような状況に置かれているにもかかわらず、合併して間もないのに待っていたかのように、大幅値上げです。合併によって財政基盤を強化し、住民サービスの維持向上を図るといった言葉は、どこに捨ててしまったのでしょうか。そもそも国保税の課税基準は、能力に応じて負担する応能割の方を高く、均等・平等の応益割が低くあるべきところを、国は以前から応能と応益を平準化するよう指導を強めていました。本市においても国の指導のまま限りなく平準化に近づけました。平準化すれば当然、所得の少ない人たちの負担は重くなります。それを緩和するため、法定減免制度による救済措置があるとしても、それでも値上げされれば当然負担はふえます。国民皆保険制度で心の安心と命を守られるべきところ、この値上げによって払いたくても払えない人がますますふえ、保険証が取り上げられたり、短期の保険証にされたり、診療抑制が起きたりして生存権が脅かされるのではないかと危惧するものです。のみならず、国保財政が逆に悪化する流れになることは必然です。このような命の危険に直接結びつく議案第7号には反対です。なお、この条例改正と連動した会計の議案第43号にも反対をします。議員各位におかれましてはぜひ再考していただき、私に賛同してくださいますようにお願いをいたしまして討論を終わります。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤毅君） 次に、議案第8号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤毅君） 次に、議案第66号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。49番、立石由紀君。

[49番 立石由紀君 登壇]

○49番（立石由紀君） 日本共産党の立石由紀です。私は議案第66号 大館市介護保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論いたします。この条例案の中身を見ますと、保険料率を変えることによって幾らか低所得者対策がなされています。また、国の税制改悪による激変緩和措置も2年間の経過措置ながらやることになっています。この点につきましては、私

どもの要求してきたことであり、評価するものです。しかし、介護保険料の基準額が値上げされることに変わりはありません。介護保険制度の改悪によって、昨年10月から施設入居者は居住費と食費が全額自己負担となり、その負担の重さに耐えかねて退所を考えている人もあると言いますし、新予防給付が始まることによって軽度者の家事援助サービスが切り捨てられ、利用者の状態が逆に悪化することもあると言われています。その上さらに介護保険料の値上げでは保険料を払えない人々は介護サービスを受けることも難しくなり、まさに保険あって介護なしにありかねません。特に、旧比内・田代の人たちにとっては大幅な値上げであり、本当に大変です。国は合併に当たり、普通交付税に住民負担水準の格差を是正するために使える合併補正分を財政措置しています。そういうものを活用すれば、このような大幅な保険料値上げは避けることができるはずです。そういうこともせずに保険料の値上げをするということは、たび重なる増税や医療改悪で苦しめられている高齢者の方たちをもつともっと苦しめることであり反対するものです。なお、この条例改悪と連動した予算案第45号にも反対するものです。

(降壇)

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第19号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。48番、岩澤鉄美君。

[48番 岩澤鉄美君 登壇]

○48番（岩澤鉄美君） 日本共産党の岩澤鉄美です。日本共産党を代表して、議案第19号 新大館市総合計画基本構想の策定についてに反対の立場で討論します。反対理由は幾つかあります、討論は農業問題に絞って行います。市長は、私の新大館市総合計画における基本基幹産業としての農業の位置づけの一般質問に対し、認定農業者と集落営農組織に農地集積を推進す

ることで本市農業の持続的発展をなし遂げたいと国の施策に追従する答弁をされました。この答弁は兼業農家などの小規模農家が本市農家構成の圧倒的多数であることや、食糧生産で小規模農家が果たしている現実の役割を度外視したものと言わなければなりません。日本の食糧自給率は04年度概算値でカロリーベースで40%、穀物自給率では28%に過ぎません。食糧生産に必要な肥料・飼料・種子・燃料など多くの資材を輸入に依存しているわけですから、厳密に考えれば、食糧の自給力の実力がどれだけ落ち込むことになるのかははかり知れません。かなり甘い見方をしても国民の60%もの食糧を外国に依存している国がほかにあるでしょうか。秋田県農業は米に偏り過ぎるという評価や批判は承知していますが、米自給率では120%を超え、少なくとも主食である米は県農業の力量で自給できる状況が守られています。これは家族経営による小規模農家も基幹産業の一員として国の厳しい農業施策による赤字経営や後継者難の中で頑張って守ってきた結果です。これからも地域農業も地域経済も国の農業構造改革施策から漏れる農家の協力なしには存続できないと考えます。国の農業施策は経済効率が最優先です。機械力でも経営面積でも比較にならない外国、特にアメリカやオーストラリアなどと比較されても日本の農家がどれだけ効率化しても太刀打ちできるものではありません。国の新しい農業施策は、2010年度までにカロリーベースで45%の自給率達成を目指していません。本市でもこの国の農業施策に沿った計画を市民に示すことは、たった4年間で本市農業の力量を自給率45%の水準まで落とす計画を示すことにはかなりません。私は農業の現状からして、認定農業者や集落営農組織に農地を集約することを頭から否定するものではありません。国の施策は活用すべきです。それで生産費用を貰える価格が保証され、経営の展望が持てるようになれば後継者対策や環境保全対策でも役割を果たせると思います。しかし、国の農業施策は、農業で飯が食えるという展望を示すことになるとは思えないのです。国民が国民の食糧を守ることは国の責任です。しかし、国がその責任を放棄してしまったときは、生産者にとっても消費者にとっても最後の守りのとりでは最も身近な市の施策以外にありません。本市における基幹産業としての農業の将来を示す基本構想だからこそ、生産者の立場でも消費者の立場でも基幹産業をごくごく少数の農家にゆだね、小規模農家の役割をないがしろにした農業施策を市民に示すことには納得できないのです。市民の食糧を守ること、地域経済を元気にすること、環境保全を進めることなどの観点から、小規模農家も地域基幹産業の一員として位置づけ、その役割が果たせる市の施策を示さなければならないと考えます。以上、反対討論を終わります。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第20号及び同第21号の以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上2件を一括して採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第22号から同第41号までの以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上20件を一括して採決いたします。

本20件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本20件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上20件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第42号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○21番（八木橋雅孝君） 議長、21番。

○議長（伊藤 毅君） 21番。

○21番（八木橋雅孝君） 議案第42号 平成18年度大館市一般会計予算案につきまして、委員長にお尋ねしたいと思いますが、先ほど冒頭に正誤表が渡りまして、私は数字の間違いだろうと思っておりましたところ、当初の議案書と比較してみると、新たに区画整理事業で820万円という起債が予定されておると、こういう訂正であります。これは訂正というよりも追加ということでありますので、建設水道常任委員長にお尋ねしたいわけですが、建設水道常任委員会には当然、この部分の説明が当局よりあったと思いますが、先ほど委員長報告の中ではこの部分について報告がなかったように記憶しております。そういう意味で区画整理事業の820万円の追加部分についてですね、どのような当局説明があったのか、そしてそれについて委員会としてどのような議論がなされたのかですね、これをお尋ねしたいと思います。以上でございます。

○6番（建設水道常任委員長 石田雅男君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 6番。

○6番（建設水道常任委員長 石田雅男君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、追加での説明はなかったかに記憶をいたしております。以上です。

○議長（伊藤 毅君） 暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（伊藤 毅君） 再開をいたします。

○5番（総務財政常任委員長 虹川久崇君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 5番、総務財政常任委員長、お願ひいたします。

○5番（総務財政常任委員長 虹川久崇君） それではお答えをいたします。地方債は歳入を扱っている総財の管轄でございまして、本日訂正するということを前提に委員会で審査をしたことであります。今回の区画整理事業の820万円は事項別明細書に載っておりますけれども、要するに地方債のこれに単純に漏れたという説明でございました。以上でございます。

○議長（伊藤 毅君） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。51番、松橋日郎君。

〔51番 松橋日郎君 登壇〕

○51番（松橋日郎君） 共産党の松橋日郎であります。当初予算に対する反対の討論の前に、一言申し上げたいことがあります。今までそうでしたが、今回もどうも共産党ばかりいっぽい反対しているという苦情に似たようなことが出ております。私どもは、議案が市民の暮らしと福祉に貢献するものかどうか、そういう視点で一つ一つの議案をじっくり吟味し、理由を示し、道理に基づいて討論に望んでおります。このたびの議会は本当に市民の暮らしに直接かかわる重要な議案がたくさん出されております。もし、これに賛成であるならば、あるいは市民にとっては大変だけれども賛成せざるを得ないというのであれば、なぜこれに賛成するのかという理由も市民に示さなければわからないんじやないかと私は今までそのように考えてきました。市民の前でなぜこれに賛成するのか、こうこうこういう理由で、なぜこれに反対せざるを得ないのか、堂々と議論すべきが議会の役割であると、そういうふうに思いましてあえて一言触れさせていただきました。議会の活性化のために皆さんもよろしくお願ひを申し上げます。（「余計な話だよ」と呼ぶ者あり）どんどん賛成の意見も出してほしいということを言つてるのでよろしくお願ひします。

それでは討論を始めます。合併して初めての本格的な当初予算であります。合併によって暮らしがよくなっていくか、サービスが向上し、住民の願いが本当に実現されていくのか、具体的な数字や事業となって市民の前に姿をあらわす予算であります。市民は期待と不安を抱きながらこれを注視しております。市長は合併しなければ財政は破綻する、加速する少子高齢化にも対応するには合併によって財政基盤を強化し、さらに住民サービスの維持・向上を図ると繰り返し主張して合併に導いてきました。18年度予算で市長の約束はどうなったのでしょうか。合併たった2年目にして住民負担増のオンパレードです。諸手当は既に合併時に高い大館に合せられました。国保税の唐突な大幅な値上げ、そして介護保険料を含めた制度の改悪は市民、特に生活弱者やお年寄りに衝撃を与えております。少子化対策はどうか。出生祝金は大館に合わせて削り、北秋田市も含めて県内の他市は次々と実施している状況の中で、就学前の子供の医療費は無料にと求めたのにもこれに応じませんでした。就学援助費の認定基準も最も低い大館の基準に合わせ、生活困難な家庭を一層追い詰めることになります。保育料も旧比内・田代にとっては引き上げになりました。新入学児童のランドセル支給は、一応来年度の補正で予算措置はするとしているけれども、合併協議会で最終的には18年度以降は全新入学児童に支給するとしたものが、先日示された行政改革大綱で19年度から廃止を検討すると出されました。総務財政委員会でこれでは約束が違うと批判し、さすがにこれではまずいと考え直されたのか、2、3日前の地元紙では「支給の廃止は検討はしないということになった」と報道されましたが、このような提案したこと自体、サービスの低下をもくろむ姿勢と言わねばならないと思います。市長は合併しなければ負担増は避けられないと明言してこられた。合併すれば安心で明るい将来が保障されると期待してきた多くの市民は、合併たった2年目にして予想だにしなかった負担増をいやというほど思い知らされることになります。特に、比内や田代地区の住民

の驚きと怒りが聞こえています。これはまさにサービスは高い方に、負担は低い方にの合併の理念に逆行し、市民の思いと期待を裏切るものです。これを指摘すれば、今度は合併しなければもっと負担はふえたのだと言うに至っては、まさに詭弁と言わねばなりません。合併に当たつて国は普通交付税に住民負担水準の格差是正を含む合併補正なる3カ年の財政措置をし、特別交付金においても公共料金の格差是正を含む財政措置を5年間行います。これらは、急激な住民負担増を避けるべしという内容も含めて措置されたものであり、これを活用しないのは極めて遺憾だと思います。さて、18年度から始める、民間に管理運営をゆだねる指定管理者制度で、市長のいとこが経営する会社が示され、その不公正・不公平に不満の声が残りました。先日示された行政改革大綱では、教育・スポーツ・文化などのほとんどの公の施設や地域公民館、果てはへき地保育所や図書館に至るまで民間にゆだねることを一気に加速させる方向が打ち出され、総務財政委員会でも住民サービスを著しく低下させるものという批判が出されたのも当然であります。18年度予算は小さな行政、そのために官から民への名目を掲げて行政の役割を投げ捨てる方向を予告し、宣言したものであります。教育の分野では、義務教育は無償にかかる最高裁判決を引き合いに、父母負担を正当化する理屈をあえて持ち出し、日常の教育活動に欠かせない消耗品費は合併によって減額され、先生たちの怒りに満ちた悲鳴の声が聞こえています。早くから求め続けてきた2校の赤水対策は頑張ってやっと措置はしました。ただ18年度一定の増額をしたと思ったら、修繕費・工事請負費の枠の中に入っていることで、その他のすさまじい施設設備の破損の多くは置き去りにされることになりました。市民要望が殺到している毎日の暮らしに密着した生活道路や側溝の整備も有浦東台線のとばっちりを受けたのか知らないけれども、遅々として進みそうもないことも遺憾であります。以上、国の責任によるツケを地方に押しつけ、犠牲を強いる流れの中での困難な予算編成であることを割り引いても、当初予算には反対せざるを得ないことを表明して討論を終わります。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第43号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第44号及び同第46号から同第64号までの以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○59番（武田彰允君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） お尋ねしますけれども、大館市立扇田病院の産婦人科の医師が8月いっぱいで撤退するというようなことが毎日新聞報道なんかで報じられておるわけですが、このことについて委員会ではどのような議論をなされたのか。それと、扇田病院の産婦人科の医師が撤退することによって、北鹿地域の産婦人科が非常に弱体してくるのではないかと思われますが、大館市立総合病院の産婦人科の体制は今後どのような形になるのか、それについても委員会で御議論なされたらお示し願いたいと思います。

○17番（厚生常任委員長 武田一俊君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 17番。

○17番（厚生常任委員長 武田一俊君） お答えをいたします。まず、扇田病院の産婦人科の医師が、本来ですと来年の3月までにということでありましたけれども、唐突に今年の8月いっぱいで撤退をするとこういう申し入れがありました。市長及び両病院長が大学等に出向いて改めて要請した経緯・経過を御報告をいただきました。このことによって、扇田病院がこれまで産科・婦人科として果たしてきた役割は非常に大きいので、医者がおらないからとかそういう理由だけで済ますことなく、この後も継続して医師の要請については十分、市長あるいは院長が今まで以上に努力をしてほしいという要請を加えながら、多くの委員からこのことについては意見が出されたところであります。それからもう一つは、扇田病院から産婦人科がなくなつ

た場合の拠点病院として、産婦人科の中身を今度は市立総合病院に移行できる部分については移行するというようなことも含めて、この後検討していくという報告を受けましたので、そのことについてもぜひ、まず当面は扇田病院をなくさないように産婦人科をこれからも継続できるように市長の手腕にかかる期待をたくさん申し上げて、委員会ではその経過を聞きながら審議をしたところであります。以上です。

○議長（伊藤 毅君） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上20件を一括して採決いたします。

本20件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本20件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上20件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第45号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、請願第13号、陳情第38号から同第40号まで、同第49号、同第52号、同第53号、同第58号及び同第69号から同第73号までの以上13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上13件を一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告のうち、請願第13号及び陳情第69号から同第72号まではいずれも採択、陳情第38号から同第40号まで、同第49号、同第52号、同第53号、同第58号及び同第73号はいずれも趣旨採択であります。

本13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上13件は委員長の報告のとおり決しました。

○議長（伊藤 毅君） 以上で、報告事件の審議は全部終了いたしました。

日程第4 議案等の上程

○議長（伊藤 毅君） 日程第4、議案等の上程を行います。

本日送付ありました諮第1号及び議案第67号の以上2件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長（小畠 元君） 本日提出いたしました人事案件につきまして御説明申し上げます。

諮第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

これは、人権擁護委員であります長内ヨシ子氏、多賀谷京子氏及び小玉一宇氏の任期が平成18年6月30日をもって満了となりますことから、秋田地方法務局長からの推薦依頼に基づき、その後任の候補者として多賀谷京子氏を再度推薦するとともに、和田克郎氏及び福田照子氏を新たに推薦しようとするものであります。

議案第67号は、教育委員会の委員の任命についてであります。

これは教育委員会の委員であります丸山芳也氏の任期が平成18年3月23日をもって満了となりますことから、その後任の委員として同氏を再度任命しようとするものであります。

以上であります。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） お諮りいたします。

ただいま上程・説明ありました議案等2件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたします

いと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、議案等2件は直ちに議題といたすことと決しました。

○議長（伊藤 毅君） 最初に、諮第1号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することと御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決しました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第67号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することと御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することと決しました。

日程第5 意見書案の上程

○議長（伊藤 毅君） 日程第5、意見書案の上程を行います。

初めに、意見書案第1号を上程いたします。提出者の説明を求めます。

[12番 中村弘美君 登壇]

○12番（中村弘美君） 平成会の中村です。道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書の提案説明をいたします。道路特定財源は、昭和29年の揮発油税に始まり、地方道路譲与税、軽油引取税、自動車取得税、自動車重量税、自動車重量譲与税と次々に創設され、立ちおくれた我が国の道路整備の貴重な特定財源として、重要な役割を果たしてまいりました。しか

るに近年の主要大都会における道路整備は大方終わったという乱暴な議論の中、公共投資全体の抑制傾向を背景とした道路整備等の抑制により、道路特定財源に余剰金が出てきたのであります。そのため政府与党では昨年暮れに道路特定財源の余剰金を一般財源化する方針が打ち出され、平成18年度予算ではそのようになると聞いております。しかしながら、地方の道路は都会の道路と比べてまだまだ貧弱であり、整備を必要とする道路が高速道路から国道・県道、生活道路である市道まで無数にあります。また、いまだ記憶に生々しいこの冬の豪雪では、幹線道路から生活道路まで車のすれ違いもままならない状態が続き、路線バスの運休など市民生活に多大なる被害をもたらしたところであります。生活道路の改善費用や除雪費用に補助金を出すなど、道路特定財源の使途はまだまだたくさんあると言わざるを得ません。にもかかわらず、道路整備は大方終わった、熊が歩くような地方の道路はいらない、だから道路特定財源は一般財源化するという中央の考えには賛成しかねるものであります。どうしても余剰金があるので、一般財源化するというのであれば、道路特定財源が受益者負担による目的税である創税の趣旨に立ち返り、本税の2倍以上も徴収している暫定税率を見直すべきであると思うであります。このままほおっておけばなし崩しに一般財源化され、その結果、地方の道路は見捨てられてしまうものと思わざるを得ません。したがいまして昨年の6月定例会でも意見書を提出しておるわけですが、いま一度提出すべきものと提案するものであります。どうぞよろしくお願ひします。(降壇)

○議長（伊藤 毅君） お諮りいたします。ただいま上程説明ありました意見書案1件は所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長（伊藤 毅君） 意見書案第1号 道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。50番、笹島愛子君。

(50番 笹島愛子君 登壇)

○50番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。ただいま提案されました意見書案第1号に反対の討論を行います。私は昨年の6月定例議会におきましても、同趣旨の意見書案には反対を表明しましたし、道路特定財源のあり方を使途を、限定しない一般財源化にすることに対しては、小泉首相の考え方と一致するものであることも述べました。2006年度予算で一般会計の

道路整備費はマイナス5.2%とはなっていますが、採算のとれない高速道路を建設する直轄高速道路の事業費は、昨年と同額の2,000億円を確保しているというものです。これは聖域になっています。国交省の道路予算全体では、大型事業が22%増となるなど重視されていますけれども、その他一般改築等や維持修繕等はマイナス10%となるなど、地域の生活に密着した道路予算の方が削減されています。政府はむだな道路はつくらないといって、道路4公団の民営化を進めてきましたが、採算性が低く、有料道路として建設できない部分は国や地方の税金を投入して建設することを決めるなど、結局全部の道路がつくられることになってしまいました。このように政府のやっている道路特定財源の使途については、整合性もなく矛盾していると言わざるを得ません。だから、私はこの道路特定財源を堅持するよう求める意見書案には反対です。

(降壇)

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、意見書案第2号及び同第3号の以上2件を一括上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました意見書案2件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案2件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長（伊藤 毅君） **意見書案第2号** 法務局の増員に関する意見書の提出について、**同第3号** 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について、の以上2件を一括議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより以上2件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の処理については、議長に一任願います。

日程第6 議員の派遣について

○議長（伊藤 毅君） 日程第6、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び大館市会議規則第159条の規定による議員の派遣について、別紙のとおり承認を求められております。

これを承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣は、これを承認することに決しました。

なお、派遣について変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

日程第7 閉会中審査事件の付託

○議長（伊藤 毅君） 日程第7、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願4件、陳情10件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった請願・陳情合わせて14件及び会期中に受理いたしました陳情3件は、お手元に配付しております閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

閉　会　中　審　査　事　件　付　託　表

番　号	件　名	付託委員会
請願 第 10 号	小泉分館早期改築について	教　産　委
〃 第 11 号	学校給食施設建設候補地について	〃
〃 第 12 号	北地区の消防防災施設・設備の充実について	総　財　委
〃 第 14 号	市道笹館 2 号線・3 号線の拡幅改良について	建　水　委
陳情 第 2 号	東台地区支援センター（仮称）建設について	教　産　委
〃 第 5 号	教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 12 号	市道大森粕田線の拡幅について	建　水　委
〃 第 14 号	年金の改悪を中止し、安心できる年金制度の確立を求める意見書の提出要請について	厚　生　委
〃 第 28 号	JR 不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出要請について	教　産　委
〃 第 34 号	教育基本法を学校や社会に生かす意見書の提出要請について	〃
〃 第 45 号	教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めるることを求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 62 号	介護保険の改善について	厚　生　委
〃 第 63 号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 64 号	社会保障制度の充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 74 号	市道の認定について（大森上岱地内）	建　水　委
〃 第 75 号	武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについて	総　財　委
〃 第 76 号	平成18年度木材乾燥拠点施設整備事業支援について	教　産　委

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成18年3月大館市議会定例会を閉会いたします。

午後2時21分 閉 会

平成18年3月22日

大館市議会 議 長

署名議員 23 番

署名議員 24 番

署名議員 25 番

